

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 文書局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 29

規

則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第87号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第11項中「別表第1の11の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第10項中「別表第1の10の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「別表第1の9の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「別表第1の8の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「別表第1の7の項」を「別表第1の9の項」に改め、「除く。」の次に「及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項を同条第9項とし、同条第6項中「別表第1の6の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条第5項中「別表第1の5の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第1の4の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第1の3の項」に改め、「除く。」の次に「及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（第8項において「支援金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

目次

ページ

規 則

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（情報政策課）	14
○北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（道民生活課）	15
○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則.....（食品衛生課）	16
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（子ども子育て支援課）	16

告 示

○道立自然公園の公園区域の一部変更.....（自然環境課）	17
○道立自然公園の公園計画の一部変更.....（自然環境課）	17
○道立自然公園の特別地域の区域の一部変更.....（自然環境課）	18
○道立自然公園の区域内に指定した集団施設地区の区域の一部変更.....（自然環境課）	18
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	18
○海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定の廃止.....（農村整備課）	18
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	18
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	19
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（維持管理防災課）	20
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	21

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	27

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）.....	27
○特定調達に係る入札の公告.....	28

第3条中「前条第4項第2号」を「前条第5項第2号」に改める。

第4条中「第2条第2項」を「第2条第11項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例施行規則の一部改正)

- 2 住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「次条第26項」を「次条第27項」に改める。

第5条第29項中「別表第2の29の事項」を「別表第2の30の事項」に改め、同項を同条第30項とし、同条第28項中「別表第2の28の事項」を「別表第2の29の事項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第27項中「別表第2の27の事項」を「別表第2の28の事項」に改め、同項を同条第28項とし、同条第26項中「別表第2の26の事項」を「別表第2の27の事項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第2の26の事項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項中「別表第2の23の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の23の事項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「別表第2の19の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第2の17の事項」を「別表第2の18の事項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第2の16の事項」を「別表第2の17の事項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「別表第2の15の事項」を「別表第2の16の事項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第2の14の事項」を「別表第2の15の事項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第2の13の事項」を「別表第2の14の事項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第2の12の事項」を「別表第2の13の事項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第2の11の事項」を「別表第2の12の事項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「別表第2の10の事項」を「別表第2の11の事項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「別表第2の9の事項」を「別表第2の10の事項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第2の8の事項」を「別表第2の9の事項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の8の事項」に改

め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第2の6の事項」を「別表第2の7の事項」に改め、「除く。）」の次に「及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、「次条第3項」を「次条第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 条例別表第2の6の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（次条第3項において「支援金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第6条第9項中「別表第3の9の項」を「別表第3の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第3の8の項」を「別表第3の9の項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「別表第3の7の項」を「別表第3の8の項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「別表第3の6の項」を「別表第3の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「別表第3の5の項」を「別表第3の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第3の4の項」を「別表第3の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第3の3の項」を「別表第3の4の項」に改め、「除く。）」の次に「及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第88号

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (8) 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第2条第1項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。次条及び第7条第4号において同じ。）

第6条中「受入寄附金総額」の次に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除

した金額」を加える。

第7条に次の1号を加える。

(4) 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する申出又は条例第16条第1項の規定による届出をした者で、この規則の施行の際現に当該申出又は届出に係る条例第7条第1項（条例第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けていないものについて道民からの支援を受けているかどうかを判断する場合における条例第4条第1項第2号アの規定の適用については、この規則による改正後の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則第5条から第7条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第89号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第3項第1号中「する」を「設ける」に改める。

第2条の2第1項中「の各号」を削り、「付す」を「付する」に改め、同項第3号中「営業の休止を」を「条例第2条第1号に規定する普通浴場にあつては、営業の休止が」に改める。

第2条の3ただし書中「第1号の基準中アからエまで並びに第2号の基準中ア及びイ」を「第1号アからエまで並びに第2号ア及びイに掲げる基準」に、「ものについては」を「公衆浴場に限り」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 原水、原湯、上がり湯及び上がり水が次に掲げる基準を満たすこと。

ア 色度が5度以下であること。

イ 濁度が2度以下であること。

ウ 水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。

エ 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下）であること。

オ 大腸菌が検出されないこと。

カ レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

(2) 浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。

ア 濁度が5度以下であること。

イ 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。

ウ 大腸菌群が1ミリリットル中1個以下であること。

エ レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

別記第1号様式7の事項中「第3条ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第90号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号の表母子臨時児童扶養等資金の項を削る。

第6条中「又は附則第7条第5項」を削る。

第12条中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を削る。

第12条の2第1項中「第8条第5項又は附則第7条第6項」を「第8条第6項」に改める。

第13条中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を削る。

第14条第1項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」を削り、同条第2項第1号中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」を削る。

第15条第1項中「及び附則第7条第9項」を削る。

第21条の2第5号の表父子臨時児童扶養資金の項を削る。

第21条の3の表第6条の項中「又は附則第7条第5項」を削り、同表第12条の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」及び「（政令附則第8条第3項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第12条の2第1項の項中「第8条第5項又は附則第7条第6項」を「第8条第6項」に、「第31条の6第5項又は政令附則第8条第2項に

において準用する政令附則第7条第6項」を「第31条の6第6項」に改め、同表第13条の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」及び「又は附則第8条第3項」を削り、同表第14条第1項の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」、「若しくは附則第8条第3項」及び「又は政令附則第8条第2項において準用する政令附則第7条第7項」を削り、同表第14条第2項の項中「第19条第1項第1号（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を「第19条第1項第1号」に改め、「又は附則第8条第3項」、「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」、「若しくは附則第8条第3項」及び「又は政令附則第8条第2項において準用する政令附則第7条第7項」を削り、同表第15条第1項の項中「及び附則第7条第9項」及び「及び政令附則第8条第3項」を削る。 第22条の2の表第6条の項中「又は附則第7条第5項」を削り、同表第12条の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第12条の2第1項の項中「第8条第5項又は附則第7条第6項」を「第8条第6項」に、「第37条第5項」を「第37条第6項」に改め、同表第13条の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第14条第1項の項中「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」を削り、同表第14条第2項の項中「第19条第1項第1号（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）」を「第19条第1項第1号」に改め、「（政令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）又は附則第7条第7項」を削り、同表第15条第1項の項中「及び附則第7条第9項」を削る。 別記第12号様式の2その1中「その1」を削り、同様式その2を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	2 変更部分の区域 札幌市厚別区厚別町下野幌の一部 北海道告示第622号 昭和43年北海道告示第967号で決定した道立自然公園野幌森林公園に関する公園計画を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。 その公園計画を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 令和2年10月13日 北海道知事 鈴木直道 1 保護規制計画 (1) 変更の内容 特別地域（第2種特別地域）の拡張 (2) 変更部分の区域 札幌市厚別区厚別町下野幌の一部 2 利用施設計画 (1) 集団施設地区 ア 変更の内容 記念施設地区（開拓の村区）の拡張 イ 変更部分の区域 札幌市厚別区厚別町下野幌の一部 (2) 道路 ア 自転車道 （ア）路線名 瑞穂周遊線 （イ）区間 起点－札幌市厚別区厚別東（国道12号・道立自然公園境界） 終点－江別市西野幌（瑞穂の池・道立自然公園境界） 終点－札幌市厚別区厚別町下野幌（開拓の村・道立自然公園境界） 起点－江別市西野幌（瑞穂の池・道立自然公園境界） 終点－江別市西野幌（瑞穂の池園地） （ウ）主要経由地 北海道博物館、中央園地、瑞穂口園地 イ 歩道								
<table><tr><th colspan="2">告 示</th></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第621号 昭和43年北海道告示第964号で指定した道立自然公園野幌森林公園の公園区域を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第4条第2項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 令和2年10月13日 北海道知事 鈴木直道 </td></tr><tr><td>1 変更の区分</td><td></td></tr><tr><td>拡張</td><td></td></tr></table>	告 示		北海道告示第621号 昭和43年北海道告示第964号で指定した道立自然公園野幌森林公園の公園区域を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第4条第2項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 令和2年10月13日 北海道知事 鈴木直道		1 変更の区分		拡張		
告 示									
北海道告示第621号 昭和43年北海道告示第964号で指定した道立自然公園野幌森林公園の公園区域を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第4条第2項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。 その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 令和2年10月13日 北海道知事 鈴木直道									
1 変更の区分									
拡張									

- (ア) 路線名
瑞穂線
- (イ) 区間
起点－札幌市厚別区厚別町小野幌（北海道博物館）
起点－札幌市厚別区厚別町下野幌（開拓の村・道立自然公園境界）
終点－江別市西野幌（瑞穂口園地）
- (ウ) 主要経由地
瑞穂の池園地

北海道告示第623号

昭和58年北海道告示第587号で指定した道立自然公園野幌森林公園の特別地域の区域を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第3項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 変更の区分
拡張
- 2 変更部分の区域
札幌市厚別区厚別町下野幌の一部

北海道告示第624号

昭和46年北海道告示第2328号で指定した道立自然公園野幌森林公園の集団施設地区の区域を一部変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第24条第2項において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道博物館総務部総括グループ及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 変更の内容
記念施設地区（開拓の村区）の拡張
- 2 変更部分の区域
札幌市厚別区厚別町下野幌の一部

北海道告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大雪土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別氏名住所
令和2.9.30 理事 伊林正 上川郡鷹栖町11線5号5番地

北海道告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（中央幕別西地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水、除礫））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和2年10月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第627号

平成26年北海道告示第153号（海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定）は、廃止する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内664の1・664の4・666の1・667の2・668の1・668の2・676の2（以上7筆について次の

図に示す部分に限る。）、664の5

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 伊達市東関内町428の1地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第630号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限

る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第631号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び陸別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第632号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

小樽若竹5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	大字	地番	標柱番号
小樽市	若竹町	110番3	1
同	同	同	2
同	同	88番5	3
同	同	同	4
同	同	71番3	5
同	同	同	6
同	同	71番12	7
同	同	71番13	8
同	同	110番3	9

北海道告示第633号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年10月13日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
函館西桔梗（Ⅰ－2－2－1040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市西桔梗町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ユアサの沢川（Ⅱ－21－0410）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市亀田中野町、赤川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐藤の沢川（Ⅱ－21－0420）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
函館市東山町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
沼の沢川（Ⅱ－22－0780）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字幸連（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
生坂の沢川（Ⅱ－22－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字幸連（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊勢鉢の沢川（Ⅰ－22－0800）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字亀川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幸連沼（2－3－126）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上磯郡木古内町字幸連、字札苺、字橋呉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 南秋葉の沢川（Ⅲ－41－004） (2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町嵐山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 近文（4－3－225） (2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市緑台、東鷹栖7線20号、東鷹栖7線21号、東鷹栖8線20号、東鷹栖8線21号（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭川共和（4－4－226） (2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町共和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊里（〈3〉－4－204－204－0003） (2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神居町豊里、神居町西丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第634号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和2年10月13日 北海道知事 鈴木直道	1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館桔梗1（Ⅱ－2－1－784） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市桔梗5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館桔梗2（Ⅱ－2－2－785） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市桔梗4丁目、亀田郡七飯町大川2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館桔梗4（Ⅱ－2－3－786） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市桔梗町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田本町1（Ⅰ－2－3－1041） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田本町2（Ⅰ－2－4－1042） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

函館市亀田本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館赤川 1（Ⅰ－2－22－1060） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市赤川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館赤川 2（Ⅰ－2－23－1061） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市赤川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 1（Ⅱ－2－7－790） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 2（Ⅱ－2－8－791） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 3（Ⅰ－2－24－1062） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 4（Ⅱ－2－9－792） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 5（Ⅰ－2－25－1063） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町、赤川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館亀田中野 6（Ⅲ－2－2－383） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

函館亀田中野7（Ⅰ－2－26－1064） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市亀田中野町、赤川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川二丁目（Ⅰ－2－29－1067） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川二丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川二丁目－(1)（Ⅰ－2－29－1067－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川二丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館神山（Ⅰ－2－30－1068） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市神山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山1（Ⅰ－2－32－1070） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山町、東山三丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山2（Ⅱ－2－11－794） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山三丁目1（Ⅰ－2－609－3058） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山三丁目、東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山三丁目2（Ⅰ－2－610－3059） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山三丁目、山の手一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山三丁目3（Ⅱ－2－14－797） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山三丁目、東山町、山の手一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川3（Ⅱ－2－10－793） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川4（Ⅰ－2－606－3055） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川5（Ⅰ－2－607－3056） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川5－(1)（Ⅰ－2－607－3056－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館陣川7（Ⅰ－2－608－3057）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市陣川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山6（Ⅰ－2－33－1071） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館東山7（Ⅰ－2－34－1072） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館湯川二丁目1（Ⅰ－2－37－1075） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市湯川町二丁目、花園町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館湯川二丁目2（Ⅰ－2－38－1076） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市湯川町二丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館日吉一丁目（Ⅰ－2－40－1078） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市日吉町一丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館上野（Ⅰ－2－46－1084） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市上野町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館榎本（Ⅰ－2－47－1085） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市榎本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川神居古潭3（Ⅰ－4－1－2144） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町神居古潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川瑞穂（Ⅲ－4－7－566） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東旭川町瑞穂（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道後志総合振興局告示第9号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年10月13日 北海道後志総合振興局長 北 谷 啓 幸 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車（1.5m／800 t 級） 1 台（交換契約によりロータリ除雪車（1.3 m／750 t 級）1 台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1 台を契約の相手方から調達する。） イ 除雪トラック（10 t 級6 × 6 専用型） 1 台（交換契約により除雪トラック（10 t 級6 × 6 専用型）1 台を契約の相手方に供し、除雪トラック1 台を契約の相手方から調達する。） ウ 除雪トラック（7 t 級4 × 4 専用型） 1 台 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 令和3年3月31日（水） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達をする物品に関し迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年10月13日（火）から同年11月10日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部別棟2階会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 令和2年11月24日（火）午後1時30分（送付による場合は、

同月20日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
- (3) 電話番号 0134-25-2143

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snowplow (length 1.5 meters / 800 ton class) Quantity 1
- b Snow Removal Truck (10 tons class) Quantity 1
- c Snow Removal Truck (7 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 24, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than November 20, 2020)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional

Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru,
Hokkaido 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2143

北海道宗谷総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年10月13日

北海道宗谷総合振興局長 竹花 賢一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- 2 落札を決定した日
令和2年9月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 ノグチ事務機株式会社
(2) 住 所 稚内市末広4丁目1番23号
- 4 落札金額
4,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年8月28日付け北海道宗谷総合振興局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道宗谷総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第77号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年10月13日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 道立学校パーソナルコンピュータ（高等学校1） 一式 74台分
(2) 道立学校パーソナルコンピュータ（高等学校2） 一式 86台分

- (3) 道立学校パーソナルコンピュータ（高等学校3） 一式 81台分
(4) 道立学校パーソナルコンピュータ（特別支援学校1） 一式 93台分
- 2 落札を決定した日
令和2年8月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
(2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
(3)ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
(4)ア 氏 名 北海道日興通信株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- 4 落札金額
(1) 7,846,960円
(2) 9,560,320円
(3) 8,491,230円
(4) 10,340,484円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年7月10日付け北海道教育庁石狩教育局告示第60号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第78号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年10月13日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレット型端末 一式 878台分
- 2 落札を決定した日
令和2年8月12日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地
- 4 落札金額
35,058,540円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和 2 年 7 月 3 日付け北海道教育庁石狩教育局告示第58号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第80号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和 2 年10月13日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 84台分
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和 2 年 9 月28日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 みちのくリース株式会社
(2) 住 所 青森県青森市橋本 1 丁目 4 番10号
- 4 随意契約に係る契約金額
480,370円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 8 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第81号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和 2 年10月13日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 79台分
- 2 落札を決定した日
令和 2 年 9 月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 みちのくリース株式会社
(2) 住 所 青森県青森市橋本 1 丁目 4 番10号
- 4 落札金額
437,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和 2 年 9 月 4 日付け北海道教育庁渡島教育局告示第70号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁留萌教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

令和 2 年10月13日

北海道教育庁留萌教育局長 上 田 哲 史

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 42台分
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 令和 3 年 2 月10日（水）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 令和 2 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年10月13日（火）から同月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年11月10日（火）午前10時（送付による場合は、同月9日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatu/>

- nyuusatukokuji.htm）においてダウンロードすることができる。
- 8 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 情報処理教育機器の賃貸借 一式 27台分
- イ 予定時期 令和3年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和2年4月17日付け北海道教育庁留萌教育局告示第18号
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地
- (3) 電話番号 0164-42-8764
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 42 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 10, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 9, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8764
- 北海道教育庁十勝教育局告示第45号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年10月13日

北海道教育庁十勝教育局長 村 上 由 佳

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油その1 (1リットル当たりの単価)	57,000リットル
(2) A重油その2 (1リットル当たりの単価)	39,000リットル
(3) A重油その3 (1リットル当たりの単価)	36,000リットル
(4) A重油その4 (1リットル当たりの単価)	55,000リットル
(5) A重油その5 (1リットル当たりの単価)	55,000リットル
(6) A重油その6 (1リットル当たりの単価)	18,000リットル
(7) A重油その7 (1リットル当たりの単価)	16,000リットル
(8) A重油その8 (1リットル当たりの単価)	64,000リットル
(9) A重油その9 (1リットル当たりの単価)	26,000リットル
(10) A重油その10 (1リットル当たりの単価)	25,000リットル
(11) A重油その11 (1リットル当たりの単価)	26,000リットル
(12) A重油その12 (1リットル当たりの単価)	24,000リットル
(13) A重油その13 (1リットル当たりの単価)	27,000リットル
(14) A重油その14 (1リットル当たりの単価)	44,000リットル
(15) A重油その15 (1リットル当たりの単価)	26,000リットル
(16) A重油その16 (1リットル当たりの単価)	25,000リットル
(17) 灯油その1 (1リットル当たりの単価)	19,000リットル
(18) 灯油その2 (1リットル当たりの単価)	26,000リットル
(19) 灯油その3 (1リットル当たりの単価)	10,000リットル
(20) 灯油その4 (1リットル当たりの単価)	18,000リットル
(21) 灯油その5 (1リットル当たりの単価)	28,000リットル
(22) 灯油その6 (1リットル当たりの単価)	9,000リットル
(23) 灯油その7 (1リットル当たりの単価)	8,000リットル
(24) 灯油その8 (1リットル当たりの単価)	24,000リットル
(25) 灯油その9 (1リットル当たりの単価)	12,000リットル
(26) 灯油その10 (1リットル当たりの単価)	12,000リットル
(27) 灯油その11 (1リットル当たりの単価)	9,000リットル
(28) 灯油その12 (1リットル当たりの単価)	6,000リットル
(29) 灯油その13 (1リットル当たりの単価)	20,000リットル
(30) 灯油その14 (1リットル当たりの単価)	9,000リットル
(31) 灯油その15 (1リットル当たりの単価)	9,000リットル
(32) 灯油その16 (1リットル当たりの単価)	9,000リットル

(33) 灯油その17 (1リットル当たりの単価) 11,000リットル

2 落札を決定した日

令和2年9月18日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)、(2)、(4)、(5)、(8)、(15)、(17)、(18)、(21)、(28)、(29)及び(32)

ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社

イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2

(2) 1の(3)、(9)及び(12)から(14)まで

ア 氏 名 株式会社 J A サービス帯広かわにし

イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地

(3) 1の(6)、(22)及び(25)

ア 氏 名 晃陽燃料株式会社

イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9

(4) 1の(7)、(10)、(16)、(19)、(20)及び(23)

ア 氏 名 三洋興熱株式会社

イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1

(5) 1の(11)

ア 氏 名 日勝シェル石油株式会社

イ 住 所 広尾郡広尾町本通4丁目2番地

(6) 1の(24)

ア 氏 名 シミックス株式会社

イ 住 所 上川郡清水町南1条1丁目5番地

(7) 1の(26)、(27)、(30)、(31)及び(33)

ア 氏 名 株式会社オカモト

イ 住 所 帯広市東4条南10丁目2番地

4 落札金額

(1) 43.90円

(2) 43.50円

(3) 45円

(4) 44.50円

(5) 44.70円

(6) 55.90円

(7) 48.70円

(8) 44.90円

(9) 45円

- (10) 47.30円
- (11) 54.10円
- (12) 45円
- (13) 45円
- (14) 45円
- (15) 44.30円
- (16) 47.30円
- (17) 46.30円
- (18) 45.90円
- (19) 47.70円
- (20) 47.70円
- (21) 46.50円
- (22) 52.70円
- (23) 51.80円
- (24) 55.90円
- (25) 47.70円
- (26) 53円
- (27) 53.50円
- (28) 49.90円
- (29) 50.90円
- (30) 56円
- (31) 56円
- (32) 50.50円
- (33) 54円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年8月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第38号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目